

株主各位

## 第101回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

### 1. 事業報告

・ 主要な事業内容	2頁
・ 主要な営業所および工場	2頁
・ 従業員の状況	2頁
・ 主要な借入先	2頁
・ 会計監査人の状況	3頁
・ 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要 (ご参考)取締役会の実効性評価	4頁 7頁

### 2. 連結計算書類

・ 連結持分変動計算書	8頁
・ 連結注記表	9頁

### 3. 計算書類

・ 貸借対照表	17頁
・ 損益計算書	18頁
・ 株主資本等変動計算書	19頁
・ 個別注記表	20頁

### 4. 監査報告

・ 計算書類に係る会計監査報告	24頁
-----------------	-----

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主のみなさまに電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書類を一律でお送りしております。

電子提供措置開始日 2026年5月19日

トヨタ紡織株式会社

## 主要な事業内容

事業内容	主要な製品・サービス
シート・内外装	シート、シート骨格機構部品、繊維製品、ドアトリム、天井、イルミネーション、外装品
ユニット部品	フィルター製品、吸気系システム製品、FC（燃料電池）関連製品、電動パワートレーン関連製品

## 主要な営業所および工場

### ①当社

本社	愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地
支社・営業所	東京、大阪、広島、浜松
工場	刈谷、大口、木曾川、堤、猿投、高岡、藤岡、豊橋北、豊橋南、豊橋東、土橋（以上愛知県）、岐阜（岐阜県）、東京（東京都）

### ②子会社

招集ご通知「事業報告 1 企業集団の現況に関する事項 6. 重要な子会社の状況」をご参照ください。

## 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
45,521名	+517名

（注）従業員数は、就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）により記載しております。

## 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	50,000 百万円
株式会社三井住友銀行	50,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	20,000 百万円
株式会社日本政策投資銀行	5,000 百万円

（注）シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資であります。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 150百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 177百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査計画の内容、過年度を含む会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠について、当事業年度特有の事項や重点事項が織り込まれ、また監査時間が充分かつ合理的に算定されているか等を確認した結果、報酬等の額について適切であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の独立性および適格性を害する理由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められるなど必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定し株主総会に提案いたします。

## 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は、グループの健全な企業風土を醸成するため、社是（豊田綱領）を経営の精神とし、「基本理念」「T B W a y」「社員の行動指針」を策定しています。業務の執行に際しては、現地現物による問題の発見と改善の仕組みを業務プロセスに組み込むとともに、それを実践する人材育成に取り組んでいます。以上の認識を基に、以下の会社法所定事項に関する当社の基本方針を次の通りとしております。なお、本方針につきましては、2021年3月31日開催の取締役会において一部改定のうえ決議したものであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 取締役に対し、法知識の習得を目的とした新任役員研修等を実施し、社会規範・企業倫理に則った行動を徹底する。
  - イ. 取締役の業務執行にあたっては、取締役会及び組織を横断した機能会議等各会議体で、検討したうえで意思決定を行う。これらの会議体への付議事項は社内規程に基づき、適切に付議する。
  - ウ. 企業倫理、コンプライアンスに関する重要事項とその対応については、全社的な委員会等で適切に審議する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、法令並びに社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 事業運営、業務の執行にあたっては、予算制度やりんぎ制度に基づき所定の手続きを経たうえで適切に実施するとともに、重要な案件については、決裁規定に基づき、各種会議体で十分に審議のうえ決定する。
  - イ. 適正な財務報告の確保に取り組むとともに、適時適正な情報開示を行う。
  - ウ. 環境、安全、品質、災害等のリスクへの対応は、各担当部署において規程の制定、啓蒙、教育を実施し管理する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 取締役は、中期経営計画及び年度グローバル方針に基づき、各組織でそれを具体化させ、一貫した方針管理を行う。
  - イ. 取締役は、業務の執行権限をチーフオフィサー、本部長、センター長、領域長、統括工場長に与え効率的な業務運営と指揮・監督を行う。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 取締役は使用人に対し、「トヨタ紡織グループ行動指針」を周知させるとともに、必要に応じ法令遵守に関する社内外の教育を実施する。
  - イ. 法令遵守に関する管理の仕組みを継続的に改善するとともに、その実効性を業務監査、自主点検により確認する。
  - ウ. コンプライアンスに関する問題及び疑問点に関しては、通報者保護を確保した企業倫理相談窓口等を通じてその早期把握及び解決を図る。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ア. グループとして共有すべき経営上の信念、価値観、行動理念、考え方を子会社に展開・浸透させ、グループの適正な業務の執行環境を醸成する。
  - イ. 定期的にグループの会議等を開催し、意見交換や情報交換により連携を高めるとともに子会社において重要な事案等が発生した際に関係役員並びに関係部署へ直ちに報告する体制を整え、グループ内の業務の適正と、適法性を確認する。
  - ウ. 子会社の重要案件は、関係会社管理規定に従い、当社が事前承認を行う。また、子会社は当社が定める管理項目について定期的に報告する。
  - エ. 子会社は当社の中期経営計画及び年度グローバル方針に基づき、年度事業体方針を定め、事業運営にあたりるとともに、当社が定期的に点検し、助言・指導を行う。
  - オ. 子会社に「トヨタ紡織グループ行動指針」を周知するとともに、全社的な委員会等で定期的に法令遵守に関する問題点の把握、点検に努める。また、当社の企業倫理相談窓口等は子会社の取締役及び使用人からの通報も受け付けており、コンプライアンスに関する問題の早期把握と解決に努める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、その職務の執行を補助する専任組織として監査役室を設置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役室員の人事については、監査役と事前協議し、その独立性を確保する。
- ⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役室員の選任にあたっては、監査役がその職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を確保する。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ア. 取締役及び使用人は、主な業務の執行状況について、定期的又は随時に、また会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに、監査役へ報告する。
  - イ. 子会社の取締役及び使用人は、子会社における主な業務の執行状況について、定期的又は随時に、また子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに、直接又は当社の取締役又は使用人を通じて監査役へ報告する。

- ⑪ 監査役へ前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
前号の報告をした者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けない体制を確保するための規程を整備する。
- ⑫ 監査役職務について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が適正な職務を遂行するための費用について適切に予算を確保し、予算確保時に想定していなかった必要費用についても負担する。
- ⑬ その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制  
ア. 主要な役員会議体への出席、重要書類の閲覧等監査役の効率的な監査活動の機会を確保する。  
イ. 監査役が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に意見交換できる体制を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務執行の適正に係る取組み状況
- ・ 役職員全員が遵守すべきコンプライアンス方針として、「トヨタ紡織グループ行動指針」を定め、冊子等を配布するなどグループ内で周知しています。また、「トヨタ紡織グループ行動指針」の浸透定着を目的に企業倫理強化月間活動を毎年グローバルに展開しています。2025年度の企業倫理強化月間活動は「どうする コンプライアンス違反かも」をテーマに、パワーハラスメント、データ不正、サービス残業に関する職場ディスカッションを実施しました。また、行動指針に関するマンガを作成し、グローバルに展開しました。なお、行動指針の実践状況に関しては、CSV推進会議やリスク管理推進会議にて、目標値設定と実績評価を行っています。
  - ・ 取締役を含む役員向けに新任役員法務研修や重要な法令リスクをテーマとした研修を定期的で開催し、取締役並びに役員は法令に関する理解に努めています。また、使用人には階層別、個別法令別の教育を実施しています。
  - ・ 法令リスクを自主点検する活動を行い、実施状況はリスク管理推進会議で確認しています。
  - ・ 重要な方針、案件については、社内の会議体にて十分な検討を行った後、定款及び取締役会規則の定めに従い、取締役会にて審議、決定しています。取締役会は毎月に加え、適宜臨時に開催しています。
  - ・ 取締役会議事録をはじめ、経営に関する重要な文書は、取締役会規則及び文書管理規定に従い、適正な保存、管理を行っています。
  - ・ 内部通報の窓口を社内、社外に設置するとともに、通報したことを理由として通報者に対して不利な取扱いを行わないよう規定に明示し、通報者が不利益を受けることなく安心して相談・通報できる通報窓口であることを役職員へ周知しています。また、子会社へも当社の内部通報窓口を開放しておりますが、子会社においても内部通報窓口を設置しています。さらに、トヨタ紡織グループと直接取引のある会社向けの相談窓口も設置し、取り組みの強化を図っています。なお、通報の内容、対応等に関する運用状況をレビューし、関係役員へ報告しています。
- ② 損失の危険の管理に関する取組みの状況
- ・ 事業運営にあたり、利益計画について役員を含めて十分な議論を実施し、所定の手続きを経たうえで事業計画を策定するとともに、役員会議等の各種会議体への付議も含め、決裁規定に定めた所定の手続きを遵守しています。
  - ・ 情報開示に関する基準を定め、情報開示の要否等について判定し、適時適正な情報開示を実施しています。
  - ・ 事業全般並びに環境、安全、品質、災害等、個別の課題については、リスクマネジメント戦略・計画を策定し執行を統括するChief Risk Officerのもと、リスク管理推進会議を中心にグローバルな体制を整備し、必要な規定を定め、委員会活動を通じて、事業に係る損失の危険の管理を進めています。なお、2025年度のグローバル重点リスクを以下の通り定め、中長期計画を策定し推進状況を確認・フォローしてきました。  
【グローバル重点リスク】：  
地震、火災・爆発、サイバー攻撃、地政学リスク
  - ・ 法令が改定されたとき、または、情報システムの高度化等の事業環境の変化による事業運営上の新たなリスクが検出されたときには、速やかに注意喚起を行うとともに、ルールや帳票等を見直し、会議体等を通じて関係者へ周知し教育、訓練を実施しています。また、危機、災害が発生した場合には、全役員及び関係者へ一斉に通知する仕組みを導入し運用しており、全社で取り組む体制を整備しています。
- ③ 取締役職務執行の効率性に係る取組みの状況
- ・ 事業運営を効率的に実施するため、中期経営計画のもと、年度グローバル方針を定め、これらに基づき、各地域、事業、部署、子会社単位での業務執行のための具体的な方針を作成・展開し、役員が中心となって定期的にその進捗状況、課題等の点検活動を進め、グループ全体で業務の効率化を達成するよう努めています。なお、2023年に策定しました2030年中期経営計画への、正しい理解と浸透が一層進むよう努めています。
  - ・ 取締役は、業務の執行権限をチーフオフィサー、本部長、領域長、センター長、統括工場長に与え、その執行状況について随時、報告を受けるとともに、各種会議体へ出席し、業務運営の指揮・監督を行い、適正で効率的な業務運営に努めています。
- ④ 企業集団における業務の適正に係る取組みの状況
- ・ グループの各々の事業、業務運営について、グループの会議等における意見交換や情報交換を実施するとともに、子会社の重要な事案等の当社関係部署等への報告体制を構築することにより、グループ内の業務の適正を確保しています。

- ・ グループ一体となった事業運営を進めるため、関係会社管理規定を定め、子会社の重要案件について各地域を統括する会社及び当社の事前承認、報告等、所定の手続きを遵守する仕組みを整え、運用しています。また、当社は、財務状況、販売状況、生産指標等の重要な管理項目について子会社より定期的に報告を受け、子会社の業務運営状況を点検し、必要に応じ助言、指導を行っています。

⑤ 監査役監査の実効性の確保

- ・ 監査役は、当社及び子会社の役職員より監査に必要な情報について定期的または随時報告を受けるとともに、重要な会議へ出席し、また、重要書類を随時確認しています。さらに、役員及び主要な部署との意見交換を定期的もしくは随時実施し、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い連携しています。
- ・ 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した監査役室を設置し、必要な能力を備えた人員を配置しています。また、監査役の職務遂行に必要なと見込まれる費用について、予算を計上し確保しています。

## (ご参考)取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性について、以下の通り分析・評価を実施しております。

### 1. 方法

- 1) 取締役会事務局の担当役員が、社外を含む取締役・監査役全員に対し、1月から2月にかけてアンケートおよびヒアリングを実施
- 2) 評価結果と課題に対する改善策をまとめ、3月度の取締役会へ報告し、議論を実施

### 2. 2025年度評価結果の概要

重要案件を取締役会の年間議題スケジュールに織り込み、計画的に確認を行う一方で、当社が目指す姿である「インテリアスペースクリエイター」をより具体化し、共通理解を深めるために、多様な場を設けて議論を進めました。

また、社外役員への情報提供を充実させるため、日本内外の拠点視察や社員との交流、ならびに取締役会議題に関する事前説明の実施を従来どおり継続して行いました。トップフリーミーティング（取締役会終了後に実施する、取締役会メンバーによる自由な意見交換の場）では、社外役員の発案による事業ポートフォリオに関するテーマを取り上げ、現状認識と課題について議論を行いました。

その結果、取締役会において、経営上の重要な意思決定と業務執行の監督を行うための実効性は確保され、向上しているとの評価を受けました。

一方、取締役会で決議された投資や新規事業の業績が、計画どおりに推移しているかについて報告を行うべきであるとの意見がありました。

また、IR活動における株主や投資家の反応、その場の雰囲気、あるいはマーケットでの評価など、より詳細な情報共有があると議論を進めやすいとの要望が出されました。

### 3. 主な改善策

#### 1) 取締役会の監督機能強化

投資・新規事業の進捗状況を定期的にと取締役会へ報告する仕組みを整備し、監督機能の強化を図ります。

#### 2) IR活動に関する報告内容の充実

IR活動で得た株主・投資家の反応や市場動向をより詳細に収集・整理し、取締役会へ共有する仕組みを構築することで、市場の視点を経営に適切に反映し、中長期的な企業価値向上に資する取締役会での検討・意思決定を促進します。

#### 3) 社外役員へのサポートの充実

社外役員の理解促進を目的として、取締役会事前説明の実施や各種施設の視察、役員・社員との交流機会の提供といった理解活動を来年度も継続し、取締役会の運営充実と監督機能の更なる向上に取り組みます。

当社は、取締役会の実効性のさらなる向上に取り組んでまいります。

# 連結持分変動計算書

〔 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで 〕

(百万円未満切り捨て)

	親会社の所有者持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
					確定給付制度の 再測定
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	8,400	3,245	397,533	△21,211	-
当期利益 その他の包括利益合計			23,271		1,270
当期包括利益	-	-	23,271	-	1,270
自己株式の取得				△0	
自己株式の処分		△6		41	
配当金			△15,363		
子会社に対する所有者持分の変動		94			
連結範囲の変動					
利益剰余金への振替			1,678		△1,270
利益剰余金から資本剰余金への振替		6	△6		
所有者との取引額合計	-	94	△13,692	41	△1,270
当期末残高	8,400	3,339	407,113	△21,170	-

	親会社の所有者持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	その他の包括利益を通じて測定する資本性金融商品の公正価値の純変動額	その他の包括利益を通じて測定する負債性金融商品の公正価値の純変動額	在外営業活動体の外貨換算差額			
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
当期首残高	15,359	△81	44,175	447,420	42,647	490,067
当期利益 その他の包括利益合計	3,999	0	24,528	23,271	8,192	31,464
当期包括利益	3,999	0	24,528	29,800	3,408	33,208
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分				34		34
配当金				△15,363	△7,607	△22,971
子会社に対する所有者持分の変動				94	△2,829	△2,734
連結範囲の変動				-		-
利益剰余金への振替	△408			-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替				-		-
所有者との取引額合計	△408	-	-	△15,235	△10,436	△25,671
当期末残高	18,951	△80	68,703	485,256	43,811	529,068

# 連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

## 1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

## 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 69社 トヨタ紡織東北(株)、トヨタ紡織九州(株)、トヨタ紡織精工(株)、TBロジスティクス(株)、トヨタ紡織アメリカ(株)、トヨタ紡織カナダ(株)、トヨタ紡織ミシシッピLLC.、トヨタ紡織インドアナLLC.、豊田紡織(中国)(有)、天津英泰汽車飾件(有)、広州桜泰汽車飾件(有)、瀋陽豊田紡織汽車部件(有)、トヨタ紡織アジア(株)、(株)トヨタ紡織インドネシア、トヨタ紡織デバイスインドネシア(株)、トヨタ紡織デバイスインドネシア(株)、トヨタ紡織デバイスインドネシア(株)、トヨタ紡織ヨーロッパ(株)、トヨタ紡織トルコ(株)、トヨタ紡織南アフリカ(株)、トヨタ紡織ポーランド(有) 他

## 3. 持分法の適用に関する事項

関連会社 20社 東海化成工業(株)、アウンデ紡織(株)、青島英聯精密模具(有)、トヨタ紡織AKI USA LLC. 他

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 金融資産

#### i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産をその性質・目的により以下の区分に分類しており、当初認識時において分類を決定しております。通常の方法による金融資産の売買は、取引日において認識又は認識の中止を行っております。

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。

##### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。

##### (c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類されず純損益を通じて公正価値で測定することとされた金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。

##### (d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しております。

#### ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については、実効金利法を用いて測定しております。実効金利は、当該金融資産の予想残存期間を通じての、将来の現金受取額の見積額を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率であります。利息収益は純損益に認識し、連結損益計算書上「金融収益」に含めて計上しております。

償却原価で測定する金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は純損益に認識しております。

- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産  
当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。  
その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えております。
- (c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産  
当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。  
その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振替えておりません。なお、配当については純損益として認識しております。
- (d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産  
当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

iii) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産について、予想信用損失に基づき、金融資産の減損を検討しております。

期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、報告日後12ヶ月以内の生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により損失評価引当金の額を算定しております。一方、期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により損失評価引当金の額を算定しております。

ただし、営業債権及びリース債権については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により損失評価引当金の額を算定しております。

iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、又は、当該金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した時にのみ、当該金融資産の認識を中止しております。当社グループがリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、当社グループは資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識しております。

(2) デリバティブ

当社グループは、金利及び為替の変動リスクを軽減するために、通貨スワップ、金利スワップ、為替予約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約締結時点の公正価値で当初測定し、その後も各報告期間末の公正価値で再測定しております。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。原価は、主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から完成までに要する見積原価及び販売コストを控除して算定しております。

(4) 有形固定資産及び無形資産の減価償却または償却の方法

i) 有形固定資産

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3年から50年
- ・機械装置及び運搬具 2年から10年
- ・工具、器具及び備品 2年から20年

ii) 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・開発費 5年
- ・顧客関連資産 5年

(5) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く連結会社の非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産またはその資産が属する資金生成単位ごと回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。資金生成単位は、他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループとしています。また、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産並びにまだ使用可能ではない無形資産については、毎年同じ時期、又は減損の兆候がある場合に回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。のれんについては、事業セグメントと同等かそれより小さい単位で、のれんを内部管理する最小の単位に基づき資金生成単位を決定しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは税引前割引率で、税引前のキャッシュ・フローを割り引く割引キャッシュ・フローモデルによって、算定しております。

連結会社の全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれん以外の資産について、過年度に認識された減損損失は、その回収可能価額の算定に使用した想定事項等が変化した場合は、損失の減少の可能性を示す兆候が存在するかについて評価を行い、兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を超過する場合に、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却費を控除した後の帳簿価額のいずれか低い方を上限として、減損損失の戻し入れを行っております。なお、のれんに関連する減損損失は戻し入れをしておりません。

#### (6) 引当金

引当金は、企業が過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的義務を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の現在価値が重要な影響を及ぼす場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値と固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、連結損益計算書上の「金融費用」として認識しております。

製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として残存保証期間のクレーム発生見積額を計上しております。また、リコール等の市場処置に対する費用の支出に備えるため、対象となる台数、台当たりの修理費用、処置率、顧客との責任割合等を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しております。

#### (7) 従業員給付

##### ① 退職後給付

##### i) 確定給付制度

当社グループでは、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

退職給付に係る資産（負債）は、制度ごとに区別して、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付見積額の現在価値から制度資産の公正価値を差し引いた金額に対して、利用可能な経済的便益を検討の上、必要に応じて資産上限額に関する調整を行うことにより認識しております。

割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ期間を有するもので、期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。年金制度の改訂による従業員の過去の勤務に係る確定給付制度債務の現在価値の増減は、純損益として認識しております。また、当社グループは、これ以外の確定給付負債（純額）の再測定をその他の包括利益で認識し、累積額は直ちに利益剰余金に振り替えております。

##### ii) 確定拠出制度

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的義務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

##### ② その他の長期従業員給付

その他の長期従業員給付については、当社グループが、従業員から過年度及び当年度に提供された労働の結果として支払うべき現在の推定的義務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて見積られる将来給付額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

割引率は、当社の義務と概ね同じ満期日を有するもので、期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

##### ③ 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的義務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

#### (8) 収益

当社グループは、IFRS第16号「リース」の範囲内のリース契約等を除き、以下のステップに基づき、財又はサービスの移転を、当該財又はサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を計上しております。

##### i) 顧客との契約を識別する

##### ii) 契約における履行義務を識別する

##### iii) 取引価格を算定する

##### iv) 取引価格を契約における別個の履行義務に配分する

##### v) 企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、主に自動車部品の生産・販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益認識しております。製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価で測定しております。

(9) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

これらの換算又は取引の決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、非貨幣項目に係る利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に計上しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。当該差額については、在外営業活動体の外貨換算差額として、その他の資本の構成要素に含めております。なお、在外営業活動体が処分され、支配が喪失した場合には、累積換算差額を処分した期に純損益に振り替えております。

会計上の見積りに関する注記

(1) 当社ユニット部品事業における有形固定資産及び無形資産の減損の検討

当社の資金生成単位のユニット部品事業において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなるなど営業損益が悪化したため、減損の兆候を識別しております（ユニット部品事業の有形固定資産及び無形資産の帳簿価額：16,828百万円）。

当社は、当社のユニット部品事業の回収可能価額が帳簿価額を下回るかどうかを検討した結果、回収可能価額は帳簿価額を上回ったことから、減損損失は認識しておりません。

当社は、回収可能価額として使用価値を算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローを割引いて算出しており、当社は将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、当社の経営者によって承認された当社グループの利益計画に基づいて予測しております。当該見積りには、経営環境等の企業の外部要因に関する情報や自動車メーカーから提示された生産計画を考慮した将来の売上予測や変動費の予測、割引率等の仮定、また、資産の耐用年数の終了時点の土地及び建物の処分について受け取る正味キャッシュ・フローの見積りが含まれております。使用価値の算定に使用した割引率は10.8%であります。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 北中南米セグメントにおける有形固定資産及び無形資産の減損の検討

北中南米セグメントのうち、米国、カナダ及びメキシコに所在する連結子会社は、経営者が営業、生産活動などの監視や投資の意思決定を一体として行っていることから、一つの資金生成単位（北中米グループ）として減損の検討を実施しております。北中米グループにおいて、高止まりしている原材料費・労務費の影響などにより、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなるなど営業損益が悪化したため、減損の兆候を識別しております。当社は、北中米グループの回収可能価額が帳簿価額を下回るかどうかを検討した結果、回収可能価額は帳簿価額を下回ったことから、減損損失を3,481百万円認識し、連結損益計算書の「その他の費用」に含めております。

北中米グループの有形固定資産及び無形資産の減損認識前帳簿価額：53,828百万円

北中米グループの有形固定資産及び無形資産の減損認識後帳簿価額：50,347百万円

当社は、回収可能価額として処分コスト控除後の公正価値を算定しております。処分コスト控除後の公正価値は、経営者が承認した北中米グループの利益計画を基礎に、インカム・アプローチにより将来キャッシュ・フローの見積りを割引率(12.8%)を用いて割引計算することで算定しております。

インカム・アプローチに用いられる将来キャッシュ・フローには北中米グループが属する市場で見込まれる売上高成長率、類似企業を参照した利益率等の仮定を使用しており、当該将来キャッシュ・フローの予測は不確実性を伴い、経営者の見積りや判断に大きく依存しております。

当該公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

当社は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識しております（当連結会計年度計上額：30,578百万円）。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 製品保証引当金

製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として残存保証期間のクレーム発生見積額を計上しております。また、リコール等の市場処置に対する費用の支出に備えるため、対象となる台数、台当たりの修理費用、処置率、顧客との責任割合等を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しております（当連結会計年度計上額：29,107百万円）。

当社は、これらの費用の算出に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の費用が見積りと異なり、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した損失評価引当金  
営業債権及びその他の債権 1,638百万円  
その他の非流動資産 140百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 706,595百万円  
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 187,665,738株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月25日 取締役会	普通株式	7,681	43	2025年3月31日	2025年5月26日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	7,682	43	2025年9月30日	2025年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年4月28日 取締役会	普通株式	7,682	43	2026年3月31日	2026年5月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループの資本管理における目的は、株主へのリターンの提供、他の利害関係者への便益の供与、ならびに資本コスト削減に向けた最適な資本構成の維持のために、継続企業として存続するためのグループの能力を維持することにあります。

資本構成を維持または調整するために、当社グループは、株主に対して支払う配当の金額を調整したり、株主に対して資本を償還したり、新株を発行したり、または資産の売却による債務の削減を行う場合があります。当社グループは親会社所有者帰属持分比率に基づいて資本を監視しています。この比率は連結財政状態計算書の資本合計から非支配持分の金額を控除した額を資産合計で除することで算出されます。

当社グループは、中期経営計画の策定及び見直しの都度、収益及び投資計画に加え、これらの指標についてもマネジメントがモニターし、確認しております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

(2) 財務リスク管理

当社グループは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（為替リスク、金利リスク）などの様々なリスクに晒されております。デリバティブ取引については、外貨建資産・負債の為替及び金利の変動リスクを軽減するために為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を利用し、トレーディング目的や投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。資金調達に係る流動性リスクについては、各社が月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

## ① 信用リスク管理

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するために、社内管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を少なくとも半期ごとに行っており、主な取引先の信用状況を把握しております。

金融資産については、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額が、当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。

これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものはありません。

なお、営業債権、リース債権、貸付金、負債性金融商品である有価証券について、これら金融商品の全部または一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用力の高い大手金融機関を取引相手としており、信用リスクは極めて少ないものと認識しております。

## ② 市場リスク管理

### i) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから外貨建の取引を行っており、損益及びキャッシュ・フロー等が為替変動の影響を受けるリスクに晒されております。

当社グループは、デリバティブ取引について、為替の変動リスクを軽減するために通貨スワップ等を利用しております。デリバティブ取引の実行及び管理は、主に社内管理規定に基づき実施されており、取引の状況は、定期的に当社の経理担当役員に報告されております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用力の高い大手金融機関を取引相手としており、信用リスクは極めて少ないものと認識しております。

### ii) 金利リスク

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することに伴い発生する利息を支払っていますが、変動金利での借入を行っている場合には、利息の金額は市場金利の変動に影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。当社グループは、資金用途を設備投資等の目的としている長期借入金のうち、変動金利の借入については、金利の上昇による利息の支払額の増加を抑えるために、利息の受取額を変動金利、利息の支払額を固定金利としてその差額を授受する金利スワップ契約を金融機関と締結しております。その結果、長期の借入金の利率を実質的に固定化することによって、利息の将来キャッシュ・フローの安定化が図られ、金利リスクを軽減することが可能となっております。

### iii) 資本性金融商品の価格変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の価格変動リスクに晒されております。これらの金融商品については、取引先企業との関係や、取引先企業の財務状況等を勘案し、保有状況を継続的に見直しております。

なお、当社グループは、短期トレーディング目的で保有する資本性金融商品はなく、これらの投資を活発に売買することはしておりません。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、またはその他の適切な評価方法により見積もっております。

### (1) 償却原価で測定する金融商品

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債及び借入金	189,335	181,832

短期間で決済される金融資産及び金融負債は公正価値と帳簿価額が近似しているため同額としております。社債は、市場価格に基づき算定しています。短期借入金は、短期間で返済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっております。長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

## (2) 公正価値で測定する金融商品

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産		
上場株式	4,470	4,470
非上場株式	31,858	31,858
その他	535	535
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産	248	248
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
デリバティブ	-	-
その他	1,472	1,472
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ	-	-

## (3) 公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められております。当該資産・負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されております。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

## レベル1

測定日現在で当社グループがアクセスできる活発な市場（十分な売買頻度と取引量が継続的に確保されている市場）における同一資産又は負債の市場価格を、調整を入れずにそのまま使用しております。

## レベル2

活発な市場における類似の資産又は負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産又は負債の公表価格、資産又は負債の観察可能な公表価格以外のインプット及び相関その他の手法により観察可能な市場データによって主に算出又は裏付けされたインプットを含んでおります。

## レベル3

限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産又は負債の価格を決定する上で使用している前提条件についての当社グループの判断を反映した観察不能なインプットを使用しております。当社グループは、当社グループ自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	4,470	-	32,393	36,864
上場株式	4,470			4,470
非上場株式			31,858	31,858
その他			535	535
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産	-	-	248	248
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	1,472	1,472
その他			1,472	1,472
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	-
デリバティブ				-

デリバティブの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき測定しております。非上場株式および出資金の公正価値については、修正簿価純資産方式により算出しております。また、重要性のない銘柄は簿価純資産方式により算出しております。なお、観察不能なインプットである非流動性ディスカウントは30%としています。

経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債のうち、公正価値ヒエラルキーがレベル3に区分されるものの増減は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
期首残高	26,712	247	1,610
購入	699		6
純損益			△ 133
その他の包括利益（注）	4,982	△ 0	
売却及び払戻	△ 3		△ 10
為替換算差額	2	1	
その他	△ 0		
期末残高	32,393	248	1,472

(注) その他の包括利益に含まれている利得および損失は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。これらの損益は、連結包括利益計算書上「その他の包括利益を通じて測定する資本性金融商品の公正価値の純変動額」または「その他の包括利益を通じて測定する負債性金融商品の公正価値の純変動額」に含まれています。

#### 収益認識に関する注記

当社グループは主として、自動車部品等を生産・販売しており、顧客の検収時点で履行義務を充足して収益を認識しております。対価の金額に重要な金融要素は含まれておらず、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払いを受けております。変動対価については、主に仮単価による計上が該当しますが、重要性はありません。

また、当社は顧客の要求する品質水準を満たす製品を提供することを約束しております。

##### 1. 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	日本	北中南米	中国	アジア	欧州・ アフリカ	計
顧客との契約から認識した収益	853,283	537,656	197,782	285,145	120,698	1,994,567
その他の源泉から認識した収益	37,900	-	4,595	-	-	42,496
合計	891,184	537,656	202,377	285,145	120,698	2,037,063

その他の源泉から認識した収益は、主にIFRS第16号に基づくリース売上です。

##### 2. 契約残高

当社グループの契約残高の内訳は次の通りであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	226,945	243,110
電子記録債権	21,745	21,474
契約負債（注）	6,882	7,645

(注) 契約負債は、連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、2025年4月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは6,882百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり親会社所有者帰属持分 2,716円10銭
- 基本的1株当たり当期利益 130円30銭

# 貸借対照表

[ 2026年3月31日現在 ]

(百万円未満切り捨て)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>376,971</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>253,480</b>
現金及び預金	97,705	電子記録債務	9,939
電子記録債権	21,426	買掛金	147,879
売掛金	141,868	短期借入金	12,546
有価証券	10,000	1年内返済の長期借入金	10,000
商品及び製品	1,603	未払金	8,383
仕掛品	10,752	未払費用	39,034
原材料及び貯蔵品	10,703	未払法人税等	28
短期貸付金	14,798	前受金	5,359
未収入金	65,513	製品保証引当金	19,354
その他	2,600	役員賞与引当金	121
		その他	831
<b>固 定 資 産</b>	<b>334,716</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>201,305</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>96,861</b>	社債	40,000
建物	33,745	長期借入金	115,000
構築物	2,892	リース債務	258
機械及び装置	25,004	退職給付引当金	45,449
車両運搬具	688	資産除去債務	204
工具、器具及び備品	5,668	その他	392
土地	22,283	<b>負 債 計</b>	<b>454,785</b>
建設仮勘定	6,237		
その他	340	(純資産の部)	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>14,231</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>254,183</b>
ソフトウェア	11,419	資本金	8,400
顧客関連資産	1,140	資本剰余金	9,013
借地権	170	資本準備金	9,013
特許権	1,473	利益剰余金	257,939
その他	27	利益準備金	2,412
<b>投資その他の資産</b>	<b>223,623</b>	その他利益剰余金	255,527
投資有価証券	8,463	固定資産圧縮積立金	548
関係会社株式	134,678	別途積立金	95,913
関係会社出資金	32,395	繰越利益剰余金	159,066
前払年金費用	8,520	自己株式	△ 21,170
繰延税金資産	37,730	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>2,719</b>
その他	2,071	その他有価証券評価差額金	2,719
貸倒引当金	△ 237	<b>純 資 産 計</b>	<b>256,902</b>
<b>合 計</b>	<b>711,688</b>	<b>合 計</b>	<b>711,688</b>

# 損益計算書

〔 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで 〕

(百万円未満切り捨て)

科 目	百万円
売 上 高	941,728
売 上 原 価	892,794
売 上 総 利 益	48,934
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	61,447
営 業 利 益	△ 12,513
営 業 外 収 益	43,031
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38,668
そ の 他	4,363
営 業 外 費 用	2,487
支 払 利 息	992
そ の 他	1,495
経 常 利 益	28,030
税 引 前 当 期 純 利 益	28,030
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,979
法 人 税 等 調 整 額	△ 9,932
当 期 純 利 益	34,983

# 株主資本等変動計算書

〔 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで 〕

(百万円未満切り捨て)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	百万円 8,400	百万円 9,013	百万円 -	百万円 9,013	百万円 2,412	百万円 581	百万円 95,913	百万円 139,419	百万円 238,327
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 33		33	-
剰余金の配当								△ 15,363	△ 15,363
当期純利益								34,983	34,983
自己株式の取得									-
自己株式の処分			△ 6	△ 6					-
利益剰余金から 資本剰余金への振替			6	6				△ 6	△ 6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計			-	-		△ 33		19,646	19,612
当期末残高	8,400	9,013	-	9,013	2,412	548	95,913	159,066	257,939

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	百万円 △ 21,211	百万円 234,529	百万円 2,452	百万円 2,452	百万円 236,981
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩			-		-
剰余金の配当		△ 15,363			△ 15,363
当期純利益		34,983			34,983
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
自己株式の処分	41	34			34
利益剰余金から 資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			267	267	267
事業年度中の変動額合計	41	19,653	267	267	19,920
当期末残高	△ 21,170	254,183	2,719	2,719	256,902

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

#### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法により評価しております。

#### (3) 棚卸資産

製品・原材料・仕掛品・貯蔵品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

償却の方法は、有形固定資産（リース資産を除く）については定率法、無形固定資産については定額法、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率等を含めて総合的に勘案し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 製品保証引当金

製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として残存保証期間のクレーム発生見積額を計上しております。また、リコール等の市場処置に対する費用の支出に備えるため、対象となる台数、台当たりの修理費用、処置率、顧客との責任割合等を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下のステップに基づき、財又はサービスの移転を、当該財又はサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を計上しております。

i) 顧客との契約を識別する

ii) 契約における履行義務を識別する

iii) 取引価格を算定する

iv) 取引価格を契約における別個の履行義務に配分する

v) 企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、主に自動車部品の生産・販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益認識しております。製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価で測定しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則として発生時以降5年間の均等償却を行っておりますが、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### (1) ユニット部品事業における有形固定資産及び無形固定資産の減損の検討

当社の資産グループのユニット部品事業において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなるなど営業損益が悪化したため、減損の兆候を識別しております（ユニット部品事業の有形固定資産及び無形固定資産の帳簿価額：16,313百万円）。当社は、ユニット部品事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るかどうかを検討した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額は帳簿価額を上回っていたことから、減損損失は認識しておりません。

当社は、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、当社の経営者によって承認された当社グループの利益計画に基づいて予測しております。当該見積りには、経営環境等の企業の外部要因に関する情報や自動車メーカーから提示された生産計画を考慮した将来の売上予測や変動費の予測等の仮定、また、主要な資産である機械装置の経済的残存使用年数経過時点における土地及び建物の正味売却価額の見積りが含まれております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

当社は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識しております（当事業年度計上額：37,730百万円）。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 製品保証引当金

製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として残存保証期間のクレーム発生見積額を計上しております。また、リコール等の市場処置に対する費用の支出に備えるため、対象となる台数、台当たりの修理費用、処置率、顧客との責任割合等を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しております。（当事業年度計上額：19,354百万円）。

当社は、これらの費用の算出に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の費用が見積りと異なり、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	246,388百万円
2. 金融機関からの借入等に対する保証債務	65百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	159,443百万円
長期金銭債権	457百万円
短期金銭債務	86,289百万円

損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高  
 営業取引による取引高  
     売上高  
     仕入高  
 営業取引以外の取引による取引高

534,423百万円  
 560,691百万円  
 39,176百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 期 末 株 式 数
普通株式(注)	9,023,517株	288株	17,766株	9,006,039株
合 計	9,023,517株	288株	17,766株	9,006,039株

- (注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加288株は、単元未満株式の買取による増加288株であります。  
 (注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少17,766株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少17,766株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な要因は、退職給付引当金、繰延欠損金、製品保証引当金等であり、評価性引当額を控除しております。  
 繰延税金負債の発生の主な要因は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金、圧縮記帳積立金等であります。

当社は、グループ通算制度を適用しております。「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任等(名)	事業上の関係				
その他の関係会社	トヨタ自動車(株)	愛知県豊田市	百万円 635,402	自動車及び同部品等の製造・販売	被所有 直接 32.4	転籍 3	当社製品の販売等	自動車部品の販売	478,328	売掛金	59,105
								自動車部品の購入		79,577	電子記録債権
										買掛金	15,126

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 自動車部品の販売に関する価格その他の取引条件については、市場価格、総原価等を勘案して希望価格を提示し、個別に交渉のうえ決定しております。  
 自動車部品の購入に関する価格その他の取引条件については、提示された価格等に基づき、個別に交渉のうえ決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容(注1)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	トヨタ紡織東北(株)	岩手県北上市	百万円 1,667	自動車部品等の製造・販売	所有 直接 100.0	-	同社製品の購入	CMSによる資金の借入(注4)	3,290	短期借入金	4,000
子会社	(株)コバルク	愛知県刈谷市	百万円 97	自動車部品等の製造・販売	所有 直接 52.0	兼任1	同社製品の購入	自動車部品の購入	101,010	買掛金	9,541
子会社	トヨタ紡織九州(株)	佐賀県神埼市	百万円 480	自動車部品等の製造・販売	所有 直接100.0	兼任1	同社製品の購入	自動車部品の購入	92,967	買掛金	9,395
子会社	トヨタ紡織精工(株)	愛知県高浜市	百万円 869	自動車部品等の製造・販売	所有 直接 66.4	兼任2	同社製品の購入	CMSによる資金の貸付(注3)	2,839	短期貸付金	1,844
子会社	トヨタ紡織広瀬(株)	愛知県豊田市	百万円 400	自動車部品等の製造・販売	所有 直接 80.0	兼任1	同社製品の購入	CMSによる資金の貸付(注3)	3,676	短期貸付金	3,610
子会社	トヨタ紡織アメリカ(株)	米国ケンタッキー州	千米ドル 539,742	自動車部品等の製造・販売	所有 直接100.0	兼任1	設計業務の委託	資金の貸付(注3)	7,780	短期貸付金	7,994
子会社	広州桜泰汽車飾件(有)	中国広東省広州市	千米ドル 22,500	自動車部品等の製造・販売	所有 間接75.0	兼任1	当社製品の販売等	自動車部品等の販売	5,149	売掛金	10,963
子会社	トヨタ紡織アジア(株)	タイバンコク	千パーツ 744,630	自動車部品等の製造・販売	所有 直接100.0	-	設計業務の委託	資金の借入	7,764	短期借入金	7,994

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 自動車部品の販売に関する価格その他の取引条件については、市場価格、総原価等を勘案して希望価格を提示し、個別に交渉のうえ決定しております。  
 自動車部品の購入に関する価格その他の取引条件については、主に提示された価格等に基づき、個別に交渉のうえ決定しております。  
 自動車部品の有償支給に関する価格その他の取引条件については、市場価格、総原価等を勘案して決定しております。  
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 4. CMSによる資金の借入については、2025年6月30日よりCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。  
 なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等(名)	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	トヨタ車体(株)	愛知県刈谷市	百万円 10,372	自動車及び同部品等の製造・販売	-	-	当社製品の販売等	自動車部品の販売	204,578	売掛金	18,691

- (注) 1. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 自動車部品の販売に関する価格その他の取引条件については、市場価格、総原価等を勘案して希望価格を提示し、個別に交渉のうえ決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,437円94銭  
 2. 1株当たり当期純利益 195円88銭

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

トヨタ紡織株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 謙 二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岩 修 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トヨタ紡織株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上